

一般事業主行動計画（次世代法・女性活躍推進法一体型） 更新のお知らせ

2025.7.1

以下の通り、行動計画を策定する。

1.計画期間 2025年4月1日～2027年3月31日までの2年間

2.内容

目標1

- ①育児休業に関する規定の整備
- ②労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知

【対策】

- ・半年に1度のペースで、イントラネット等に掲示版をあげ、周知する。
- ・育児対象の従業員には、書面で個人説明を実施する。

目標2

年次有給休暇取得日数について、1人当たり年間7日以上とする。

【対策】

- ・会社カレンダーにて、取得奨励日を設け、周知させる。
- ・毎月の安全衛生委員会にて取得状況を報告し、各部門にて、取得に向け計画してもらう。

目標3

女性の活躍推進に関する取り組み

- ①女性従業員割合15%（30名）以上を目指す。
- ②管理職への適切なマネジメント、女性幹部育成に関する研修の実施。

【対策】

- ・女性が働きやすい職場にするため、環境改善を実施する。
- ・外部講習、講師を迎えての社内研修を積極的に受講させる。

以上